

外来医療計画の進捗について

○地域で不足する外来医療機能への対応について

- ・ 県は医療機関(無床診療所)に対し、地域で不足する外来医療機能を担うことについての意向を確認。
- ・ 意向確認は医療機関が開設手続きを行う際、保健福祉事務所(保健所)に届出を提出することで行う。
- ・ 届出状況については、圏域ごとの協議の場(地域医療構想調整会議)へ報告。

【意向確認の対象となる医療機能】

- ①初期救急医療 ②在宅医療 ③公衆衛生に係る医療 ④その他、協議の場で不足すると認められた医療

○医療機器の共同利用計画書の提出について

- ・ 県は、外来医療計画に定める医療機器を新たに設置又は更新する医療機関に対し、共同利用の意向を確認。
- ・ 意向確認は、医療機関が機器の設置から10日以内に保健福祉事務所(保健所)に届出を提出することで行う。
- ・ 届出状況については圏域ごとの協議の場(地域医療構想調整会議)へ報告。

【共同利用計画の対象となる医療機器】

- ①CT ②MRI ③PET(PET-CTを含む) ④マンモグラフィ
⑤放射線治療機器(リニアック、ガンマナイフ等)

【手続きフロー】

